

決算審査特別委員会

日 時 令和5年9月15日（金）

9：00～13：39

場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）、山本議長

説明員 なし

傍聴者 なし

書 記 浅田事務局長、花倉書記

○近藤委員長 おはようございます。ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

今まで、各課より決算審査について聞き取り調査を行ってまいりました。大変長い間御苦勞さんでした。

本日は、その聞き取りを基に、皆さん方からいただいた決算意見についての審査を行いたいと思います。また、審査を行う中において請求されました資料については、本棚のほうに登録してありますので、また見てやってください。

それでは、お手元に配付しました決算審査意見書の案に基づいてこの会を進行していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは例年どおり、最初からいきたいと思いますが、まず最初、全般1、会計年度任用職員と正職員の間には、休暇や手当の面で格差がある。制度を改善して格差を縮めるとともに、国に必要な財政措置を求められたいという意見が寄せられております。

これについて皆さん方の審議を行いたいと思いますが、この提案者からの意見を聞きたいと思いますが。

岡本健三委員。

○岡本委員 私が提出した意見です。改めて言うまでもないんですけども、書いてあるとおりです、何度も言っております。

一番の問題というのは、会計年度任用職員の方、給与面で大きな隔たりが正職員の方とあります。特に昇給が、5年ですかね、そのくらいすると昇給がもうなくなってしまうということで、給与面で大きな隔たりがあるんですが、これはその前段ですね、給与体系の変更というのをやっていただくのが一番いいんですけども、その前段として、まず、休

暇や手当の面での格差をなくしていただきたいということです。

具体的に言いますと、会計年度任用職員の方は、正職員の方には支給されている扶養手当、住居手当、それから勤勉手当といったものが支給されておられません。それから休暇の面でいうと、病気休暇で私事による負傷、疾病が無給、それから骨髄等ドナー、無給、短期介護も無給ということになっておりまして、正職員との間に格差がありますので、ぜひ制度の改善をしていただきたいと。

制度を改善するに当たっては、お金も必要になる面もあるので、国に財政措置を求めていっていただきたいという、そういうことです。

○近藤委員長 この決算意見をこのたびの決算審査特別委員会において取り上げるか上げないかということで、皆さん方の意見を拝聴したいと思います。

大西保委員。

○大西委員 まず私は、この意見は審査意見にふさわしくないということで、取り下げるべきという立場で話をさせていただきます。

ここに、最初に、説明今されましたけども、休暇と手当という面を言われました。休暇についてもちゃんとここに、以前、勉強会もしていただきました会計年度任用職員の、このリストにもあります。そして手当につきましても、もろもろありまして。この中でいろんな期末手当も支給されるようになり、休暇も付与されているということで、いろんな面で改善はされてます。それは確かに差はあります、正社員と任用職員で申し訳ないんですけど。それはあくまで補足するための仕事なので、主体的ではない。その代わり責任とかいろんな規定がございますんで、それを全うするための正職員だと思いますので。それでいろんな業務によって負荷がかかるから、任用職員を採用してやっているというのが実態でございますんで、やはり差があるのは当然だと思いますので、この件につきましては取り下げるべきだと思っております。

○近藤委員長 これを取り上げたほうがよいという意見がありましたら、お伺いします。

荒金敏江委員。

○荒金委員 先ほど、会計年度任用職員は補助的な仕事だというふうな意見でしたけれども、今、正職員が大変少なくなっている中で、正職員と同じような責任を持って仕事をしている会計年度任用職員もいると思いますので、この案は必要だと思います。

○近藤委員長 この1番について、取り上げなくてもよいという方の意見がありましたら求めます。

荒木博委員。

○荒木委員 会計年度任用職員さんと正職というのは、もともと正職の場合は、公務員試験に合格してそれなりのルートで就職されたわけですから、多少の条件の違いというのはあって当然というふうに私は考えております。

○近藤委員長 双方2名ずつの意見が出ましたが、採決に移りたいと思いますが。

岡本健三委員、どうしても言いたいことがありますか。

岡本健三委員。

○岡本委員 今非常に失礼なことをおっしゃっていたと思うんですけども、補助的な仕事なんてとんでもないです。正職員の方と同じ責任を負わされて、もちろんポストという、課長とかには会計年度任用職員の方はなりませんので、なれないというのかな。そういう意味では、ポストという意味での責任はないのかもしれませんが、そうでない責任というのは同じようにありますし、今もう、民間では同一労働同一賃金、同一条件というのが常識です。これは郵政の非常勤職員と常勤の職員の方で裁判があって、もう同一労働同一賃金、手当とか休暇の面で同じにしなければいけないということは裁判の結果も出てます。公務員がその例外であるというのは、全くおかしい話ですので、ぜひこの意見取り上げていただきたいと思います。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 再度言いますが、仕事の内容とそういう責任の範囲とはもう全然違うと思うんですよ。私自身も県の非常勤職員をいたしました、それから国の非常勤職員も両方経験しております。やはり責任というのは全然違うんで、やはり補足的な仕事です。やっぱり各地方自治体にも無尽蔵に正社員を配置せいじゃなしに、基準がございますんで。それでも足りない、いろんな業務があるので、それを補足するために任用職員、非常勤職員という形で採用しているので、当然差はあって当たり前なので、そうでなければ民間のほうのいろんな仕事がありますんで、そちらのほうへ。1つは、労働者が実際に仕事する場合、労働通知書というのが発行されます、労働条件通知書です。これ必ず、全て賃金から給与から手当から交通手当から全て書かれていますので、それを了解した上で入っておるわけですから、私はこの、今回のこれについての、是正についてはいろいろまだまだ論議が、よくしていくと思うんですが、現時点では、これは上げる必要はないと思っております。

○近藤委員長 この件につきましての質疑を終了いたします。

ここで、皆さん方に賛否を諮りたいと思いますが、賛否は挙手によるものでよいでしょ

うか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

賛否を挙手によって諮りたいと思います。

まず、この全般①の事項について、取り上げるべきだという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

取り上げなくてもよいという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5人です。よって、この全般①の事項につきましては、このたびは取り上げないということに決定いたしました。

続きまして、2番、女性管理職の比率を高めるべく、鋭意努力されたいという意見であります。

これにつきまして、提案者の意見を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも以前から申し上げていることですが、女性管理職の方の比率が非常に少ないということで、これは本会議に出てこられる執行部側の女性の人数を見ていただいても非常に顕著だと思います。以前、女性管理職、室長なども含めて人数を提出してくださいということをお願いしたんですけども、これはデリケートな問題ではあります。女性に見えてもいろいろ性的マイノリティーの方とかおられる可能性もあるので、ちょっとその資料を求めるということはしてないんですけども、だからあくまでも見た目での判断にはなるんですが、女性とおぼしき方が、やっぱり全体としても管理職の中には非常に少ないということで、女性管理職の比率を高めていくということが、やはり役場の、執行部の活性化、しいては町の活性化にもつながるのではないかというふうに考えておりますので、ぜひ取り上げていただきたいと思います。

○近藤委員長 この意見を取り上げなくてもよいという意見の発言を求めます。

大西保委員。

○大西委員 私はこの意見を取り下げるべきだと思っております。

女性管理職というか、優秀であれば当然管理職に登用するわけですけども、日南町役場であり、病院であり、人数は私も確認をしてませんけども、それなりの実力のある方は登用されていってると思っております。ちなみに鳥取県は、県庁ですけども、今現時点で24.8%、約4分の1の、全国一だそうです。日南町もそれまではいきませんけども、や

はり優秀な人材、今、総括室長さんとか、いろんな方もおられます。会計責任者、それから課長さん、それから病院の関係でも結構スタッフ、管理者おられますんで、やっぱりふさわしい方が上がっていき、女性管理職は当然、あくまで女性の比率を高めるというのは目的じゃなくて、やっぱり優秀な方は当然上がっていただいて結構だと思いますので、私はこの件につきましては、取り下げるべきだと思っております。

○近藤委員長 引き続いて、この意見を取り上げるべきだという方の意見がありましたらお伺いします。

ないようです。

ここで採決に移りたいと思います。

この女性管理職の比率を高めるべく、鋭意努力されたいという意見を取り上げるべきだという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

取り上げなくてもよいという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、この②番の意見については、このたびは取り上げることをやめます。

続きまして、3番、全てのケアワーカーについて一層の処遇改善を図られたい。そのために国に必要な財政措置を求められたいという意見であります。

この意見の提案者の説明を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 ケアワーカー、具体的に言うと保育教諭の方、介護職の方、それから病院の看護師ですとかそういった方になるんですけれども、これはコロナ禍で、令和4年度ですかね、国からも処遇改善補助金が出されまして、処遇改善を図るよにということが国のほうとしても働きかけがあります。残念ながら日南町では、保育教諭の方については処遇改善が、その国の補助金があっても図られなかったということがあるんですけれども、ほかの職種との給料の差額は、場合によっては4万から5万というようなことも言われております。これは日南町の場合というか、一般的な場合ですけれども。そういったケアワーカーの方、本当に、コロナの中で非常に厳しい仕事を、責任のある仕事に就かれていますということがはっきりしたわけですからね、ここは、一層処遇改善を図っていただきたいと。

そのためにはお金は必要になってきますので、国に財政措置、求めていつていただきたい
と思います。

○近藤委員長 この意見につきまして、取り上げる必要がないという方の意見を求めます。
大西保委員。

○大西委員 私は取り上げる必要はないと思っております。

確かにケアワーカーの業務は大変だと思いますし、全国的にもいろいろ保育園であるとか、福祉施設の関係であると思います。ただ、だからといって、すぐさまいろいろ上がるもんじゃありませんので、やはり日南町における他の職種の関係、鳥取県における他の職種の関係もありますので、やはり全体を見て、確かに国からいくと、東京都であるとか、大阪とかそういったところについては少ないかも知れませんが、やはり地方であるところについてはそれなりの処遇だと私は思っております。また、いろんな処遇改善につきましては論議あると思いますけども、今回の、このたびの決算には、この意見は必要ないと思っております。

○近藤委員長 この3番の意見に対して、取り上げるべきだという方の意見がありましたら。

荒金敏江委員。

○荒金委員 ホームヘルパーの事業所があちこちで廃業しているっていうニュースが、県内でもですし、全国的にもこのことが最近報じられています。私は、介護関係について特に強く思うんですけども、やはり処遇改善が進んでない中で、なかなか職員も集まらずに事業所が人員を確保するのに大変だっている状況がありますので、ケアワーカーの処遇改善っていうのは必要ですし、国に対して財政措置を求めるっていうことも日南町として必要なことだと思いますので、この意見は取り上げるべきだと思います。

○近藤委員長 それでは、3番、これを取り上げる必要がないという方の意見がありましたらお伺いします。

ないようです。

それでは、ここで採決に移らせていただきます。

この3番のケアワーカーについての文言について、取り上げるべきだという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

これについて取り上げる必要がないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、この3番の意見については、このたびの意見書提出には記載しないということに決定いたしました。

続きまして、4番、地域づくり協力隊の募集が進んでいない。処遇改善や、協力隊を終えた後の就職、起業へのフォローを充実するなど、工夫をされたいという意見であります。

この提案者の発言を求めたいと思います。

岡本健三委員。

○岡本委員 地域づくり協力隊の現状については、皆様、今回の決算でも何度も取り上げられておりますので御存じのことと思います。また、昨日担当課からは、募集の際に年齢制限を上げるということでお話があって、それは一つの方法だとは思いますが、ただ、それでもやはり、この地域づくり協力隊、3年間の身分の保障ではないですけど、3年間は何とか頑張れば地域づくり協力隊におられるというのはありますけれども、その後どうなるのか。今の現状を見てると、よいところで会計年度任用職員にとどまってやってるというようないくつか、こう言っちゃあいけないですけども関の山というか、そういうような現状があります。ですんで、こういう状況では、やっぱり3年後のことに対する希望が見えない状況ではなかなか集まって来ない。農業研修生とか、昨日説明のあった半学半域というような学業の中でお金をもらいながら学業をして、3年後はまた何か考えるというようなのはまた、それはいい方法だと思うんですけども、それ以外仕事をちゃんとしながら3年後も考えてくださいというのは、非常に大変なことだと思いますので。まず、基本的には処遇改善をすること、給与をもうちょっと上げてあげることと、3年後に向けたフォローというのをもう少し積極的に執行部のほうとしても考えていただきたいというふうに私は考えております。

○近藤委員長 すみません、岡本健三委員、今の発言の中で、よいところで任用職員だというような発言がありましたが、それは、ちょっと言葉としてあまりふさわしくないとは思いましたが、訂正なり取り下げるとか、そういった措置は考えておられるのか、おられないのか。

岡本健三委員。

○岡本委員 実情として、3年後、会計年度任用職員という条件は示されるケースがあります。で、会計年度任用職員になられている方もありますが、しかしそれではとてもやっ

ていけないので、日南町から去るということをおっしゃっている方もおられます。

○近藤委員長 よいところではというのは、微妙な言葉のニュアンスを感じるわけでして。

○岡本委員 だから、それで私が言いたかったことは……。

○近藤委員長 その点は、ちょっと、自分とすればなかなかちょっと看過できないという気がしましたので、ちょっとここで。

○岡本委員 分かりました。じゃあ、それは取り消します。それは取り消して、申し上げたかったのはそういうことです。その会計年度任用職員という条件ではなかなか定住ということに至らないケースもあるという、そういう意味合いです。

○近藤委員長 これにつきまして、これを取り上げる必要がないという意見を求めます。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 まず最初に、地域づくりと書いてあるのが、これ地域おこし協力隊ですね。

○岡本委員 ああ、間違いでした。そうです。

○櫃田委員 それで、1年から3年、延長も可能ということがあります。例えば3年というのがあるので、応募される方は最初からそれは頭に入れて応募されますし、その後に起業もありますし、違う自治体へ行かれる、あるいはスペシャリストを目指されるという、様々なやはり選択肢があるので、その後のフォローというのは、やはりその応募された方が、その任期中にやはりその自治体と相談をされたり、十分されてると思います、そうではない方もいらっしゃるかもしれませんが。なので、これはこれで現状のままでよろしい。応募に対してのフォローっていうのはあってもいいのかもしれませんが。ですから、これは意見書の提出まで必要ないのではないかと私は思います。

○近藤委員長 この4番の事項について、取り上げるべきだという方の意見がありましたら、ここで発言を求めます。

ないようです。

それでは、ここで採決に移らせていただきます。

この4番、地域づくり協力隊の募集が進んでいないという項目を取り上げるべきだという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2人です。

取り上げる必要がないという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、この4番の項目については、決算審査意見書に記載しないことを決定しました。

5番、主要施策の成果及び財産に関する調書における記載内容に補正予算の記載がなされていない。また、決算書には事業ごとの予算額は示されているが、内容は示されていない。限られた決算審査期間において補正予算の内容を併記され有効な審査に配慮されたい。

これは、私がちょっと意見として書かせていただきました。このたびというよりも、これまでの決算審査においてでもですが、1年間通して補正予算という項目はたくさん、臨時会、定例会において出されるわけでありますが、個々を事業ごとに幾ら補正予算が出されたかというのを、この主要施策の成果及び財産に関する調書には記載されていません。

このたびの決算審査を行う上に、補正予算を見ながらチェックをするというのが大変労力を要しますし、多くの課にわたりますので大変時間を要し、十分なチェックができないということを自分は体験しております。それについて、執行部のほうで補正予算の記載を併記してもらえたら大変ありがたいという気しております。

特別会計のほうではそういったものが適切に記入してありますので、できるんじゃないかなという気があって、ここに意見書として上げさせていただきました。

これに対して、意見がありますでしょうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 委員長が提出されたということでもありますけれども、確かにこの主要施策の成果及び財産に関する調書、いわゆる附属資料ですね、これをもって議会のほうでは決算の審査を進めてまいります。そういう意味におきまして確かに最終的に決算額、それから確かに年度中途の補正予算の部分というのは間に出てまいります。特に、当初予算では計上されておったものが途中で中止になった、取り組めなかったというようなところがやはり表に出てこない部分もありますし、そういう意味におきまして、この附属資料において経過が見れるというのは、決算審査上において、非常に議会的には役に立つと、私もそう思います。

ただし、後段のほうですね、実際に決算書をもって決算審査のほうをやることは非常に少ないわけでございます。こちらに書かれておりますような、何ですかね、これにもいろいろと補助的な記載を行えということでもありますけれども、これに関しましては、非常に行政的な事務に労力がかかると私は思います。そういう意味においては現実的なところで、この附属資料だけにとどめておくということで、意見とすれば取りまとめたらどうかと思

います。以上です。

○近藤委員長 これに対して、これを意見書として取り上げる必要がないという方の意見がありましたらお伺いしたいと思います。

ないようです。

それでは、先ほど岩崎委員のほうから指摘がありました、2行目の、また決算書は事業ごとの予算額、内容は示されていないという項目を削除して、言葉の整理をしたものをつくりたいと思いますが、これを取り上げることに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）この項目を。（「内容修正」と呼ぶ者あり）

ほんなら、異議ないということで、この文言を変えて、また次の委員会のほうに報告させていただきます。

続きまして、総務課、自衛官募集事務及び住民課のほうにも、はぐっていただきまして2ページ目の一番下段ですけど、同じ項目が記載されておりますので、同時に質疑をしたいと思います。

まず総務課のほうに記載されていること、自衛隊法第97条第1項と自衛隊法施行令第120条を根拠として、本人の許可なく町が住民の名簿を自衛隊へ提供することはできない、名簿の提供は直ちにやめるべきである。

住民課のほうであります。戸籍住民基本台帳一般事務、高校卒業年齢の者の名簿を本人の許可を得ずに自衛隊に渡していた。名簿の流出が問題になり、プライバシー保護が求められている今、住民基本台帳を管理する立場として重大な誤りである。今後、同様なことのないようにされたいというような意見書であります。

この意見書の提案者の発言を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 書いてあるとおりなんですけれども、個人情報保護法の問題から、勝手に町が住民の名簿をどこかへ提供するということはできません。これ法律上、そんな条項は個人情報保護法の中にはないと思います。自衛隊法の施行令で防衛大臣が求めることができるといっていますが、これは施行令ですので、個人情報保護法の法律の規定を超えるものではありません。住民基本台帳法には、閲覧はできるという規定はあります。だから閲覧してもらう、そこまでは法律上可能なんですけど、紙などで、紙あるいは電子媒体でも同じですけども、その名簿を提供するということは、法律上それを許している法律というのは基本的にはないはずなんです。

○近藤委員長 次の戸籍住民基本台帳一般事務についての発言をされた方で、発言を求められたらこれを許します。

荒金敏江委員。

○荒金委員 私は、何よりも本人の許可なしに名簿を提供しているってことが大変な誤りだと思います。今、名簿の流出っていろいろな問題になっている中で、先ほど同僚委員が言いましたように、住民基本台帳を管理する者としてそういう名簿を出すってことは許されないことでありますので。まして本人の許可も得ずに名簿を渡していたっていうのは大変な誤りだと思いますので、こういう意見書は出すべきだと思います。

○近藤委員長 この2件についての、取り上げる必要がないという方の意見を求めたいと思います。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 意見を出されました方は、しきりに法律の関係等でそういうことは記載がないと、定められてないとおっしゃいますし、ましてや個人情報を出すことは駄目だとかいうことを安易におっしゃいますけど、逆にそういうようなことのために、法律というものでいろいろな制限を加え、あるいは出していいもの出せないものっていうのはあるわけですし、個人の情報だから出したらいかんなんていう法律を、どこにもないわけですし、やはりそういうものっていうのはしっかり法律の中で定められた形で運用されとるというふうに考えます。いろいろと住民基本台帳法とか自衛隊法、それから個人情報の保護に関する法律と、こういうような形の中でしっかりと、いわゆる自衛隊の募集に係る事務については、地方自治体が情報を提供するということは、違法違法言われますけども、書いてはないとかありますけど、これを私は読む限りは、出しても何ら問題ないというふうに捉えます。

今回また、この決算審査という委員会の中で、この部分が決算を認めたいという理由には私は全くならないと思います。また違うところでこの部分は議論をすべき部分でもあると思います。

そういう意味において、今回この意見については取り上げるべきではないという意見でございます。以上です。

○近藤委員長 提案者以外で、この項目を取り上げるべきだという方の意見がありましたら、発言を求めます。

ないようですので、ここで採択に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「は

い」と呼ぶ者あり)

それでは、総務課の自衛官募集事務と住民課、戸籍住基台帳一般事務、この2件についての決算審査意見書を取り上げるべきだという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

取り上げないほうがよいという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、この2件につきましては、このたびの決算審査意見書のほうには記載しないことが決定されました。

続きまして、防災対策事業であります。防災無線は災害時には命を守る大切な役割を果たす。聞こえに不自由を感じている人にも理解してもらえることが大切。放送項目（要点）を始めと終わりに言う等の工夫をされたいという意見であります。

この意見の提案者の発言を求めます。

荒金敏江委員。

○荒金委員 東部の災害のときに防災無線で、道路が崩落しているのでバスは通いませんという防災無線の放送があったけれども、それが分からずに長い間バス停で待っていたということがありました。命に関わることではなかったですけれども、防災無線の情報というのは命に関わることもあるわけで、とても大切だと思っています。補聴器を使っている方にお話を伺ったときに聞いたことでもあるんですけれども、聞こえのちょっと不自由を感じている方には、かなり注意してそのことを聞かないと理解ができないという状態がありますので、できればその方は最後についていうふうに言っていましたけれども、今日はこれとこれとこれについて放送しましたということを言うと、自分が聞いておなくちゃいけないなって思うことだったら再生をして、もう一度しっかり聞き直すっていうこともできるので、みんな情報無線の内容を町民にしっかり知らせるために、できれば始めと終わりに放送内容の要点を言ってほしいという意見もあって、なるほどなと思いましたので、この意見を出しました。

○近藤委員長 この項目につきまして、審査意見書として提出する必要がないという方の意見がありましたらお受けいたします。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 先ほど、防災無線ですね、最近人の声から機械の声になったりもしたわけで

ございますけれども、意見を提出されました方、委員もおっしゃいましたけれども、やはり防災無線には録音の機能があって、放送があった後聞くということが出来るわけでございます。音量にしてもかなりの、これはちょっと難聴の方には聞きづらいと言われればそうかもしれませんが、かなりの音量も出ます。ここの意見のほうに書いてあります、放送項目を始めと終わりに言うということでございますけれども、これは再生ボタン、聞きづらかった、聞き取りにくかったら、再生ボタンを押していただいて聞いていただくということが出来るわけでございます。防災無線というのも逆に、一般の方からはちょっと長いんじゃないかと、もうちょっとコンパクトにしてごせというような意見も以前あったように記憶しております。やはりそういうところは、何ていうか、バランスじゃあないんですけれども、全くできないというわけではなく、それに再生ボタンを押すことによって聞き直すことができるという仕組みが入っているわけですから、その仕組みを使っていただいて、防災無線の内容を確認していただくということで対応できるんじゃないかと思います。

ということで、この意見を取り上げないという私の意見でございます。以上です。

○近藤委員長 この意見を取り上げるべきだという方の、提案者以外の方の発言がありましたら、それを認めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 今、録音の機能あるということでしたけれども、当然、録音の機能はあるんですけれども、それをそもそも再生するかどうかということですね。もう一遍。毎回毎回、放送があるたびに、もしそのそばにいなかったら再生をするというのは手間ですし、面倒くさかったらそれをやらないということも、自分の経験からしてあると思います。私はメールでチェックするのであれなんですけれども。そういった意味で、やっぱり分かりやすい放送というのは非常に大切なことだと思います。特に高齢者の方、防災無線が唯一の情報を手に入れる手段という方も結構多いんじゃないかと思いますので、やはり分かりやすくして、必要な場合には必要なときに再生をするというような、そういうことができるような配慮は必要だと思います。

○近藤委員長 この意見を取り上げる必要がないという意見がありましたら、ここでお受けしますが。

ないようです。

それでは、採決に移らせていただきたいと思います。

この防災対策事業について、この意見を取り上げるべきだという方の挙手をお願いしま

す。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

この防災対策事業に対する意見は取り上げる必要がないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、この防災対策事業の項目については、取り上げないことに決定いたしました。

続きまして、地域づくり推進課、青年結婚・U I ターン促進事業、県のふるさとでの新しいライフステージ補助金（補助率2分の1）に基づく補助事業であるにちなん新生活応援奨励金は、これまでのところ若い移住者に移住を促す効果が見られない。また、年齢制限や妊娠中などの条件があり、町が移住者の属性を限定していると誤解されるおそれもある。県の補助金がいきいき定住促進条例の各種制度に利用できるよう、県に申し入れられたいという意見であります。

この意見の提案者の発言を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 これもう何度も申し上げてることなんですけれども、今まで。にちなん新生活応援奨励金ですが、実績としては令和3年度がゼロ件、令和4年度が1件のみということになっております。それで、担当課に確認しましたがけれども、今回の聞き取りで、この奨励金を積極的にPRして、それで若い移住者の方に来てもらうというよりは、たまたま来た若い移住者の方にこういうのがありますよということを紹介しているだけということで、あまりその効果があるとは思えないです。むしろこの奨励金は、県の事業の制限なんですけれども、年齢制限ですとか妊娠中あるいは小さい子供がいなきゃいけないとか、そういった制限がありまして、ここに書いてあるとおり属性を限定してる、若い人が来てくれればいいですよというふうに誤解されるおそれもあると思います。こういったことをするよりも、日南町にはいきいき定住促進条例あるんですから、これに県がお金を出してくれるのが一番いいと思いますので、そのような申入れを県にしていっていただきたいというのが私の意見です。

○近藤委員長 この意見を取り上げる必要がないという方の発言を求めます。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 毎回言っておりますけれども。この補助金ですけども、趣旨は、県の補助金

でございますけども、結婚や出産の機会に鳥取で暮らすということを選択するために、そういうタイミングで県内に帰っていただくというような捉え方を目的としたものであります。いわゆる県の移住定住の施策の一つとして行われてるものであります。それを活用するかしないかは各市町村によって判断ができるものであります。先ほど意見を出すべきという方がおっしゃいました1件の実績があったということで、全くないわけではありません。それをもって、やはり日南町にも移住者の方が来ていただいたという実績もあるわけです。引き続きこの事業は取り組んでいけば何ら問題ないと思います。年齢制限や妊娠中とかいろいろな条件があるとおっしゃいましたが、やはりいろんな施策については、条件をつけることによってターゲットを絞りながら鳥取県あるいは日南町の移住定住の政策として打っていくというのは、ほかの事業でも幾らでもありますし、いろんな制限、該当になる方というのはあって当たり前だと私は思います。

ということで、この審査意見を上げる必要はないという意見でございます。以上です。

○近藤委員長 それでは、この意見を取り上げるべきだという方の、提案者以外の方で意見がありましたら、その発言を許します。

荒金敏江委員。

○荒金委員 県の事業がそういうことだっというのは分かりますけれども、日南町として、より幅広い方を対象にした定住を促進するという意味で、県に対する働きかけは必要だと思いますので、この意見を上げるべきだと思います。

○近藤委員長 この意見を取り上げる必要はないという方の意見がありましたら、お受けいたします。

ないようです。

よって、ここで採決に移らせていただきます。

地域づくり推進課の青年結婚・U I ターン促進事業のこの項目を意見書として取り上げるべきだという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

これを取り上げる必要がないという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、この青年結婚・U I ターン促進事業の意見書は、取り上げないことに決定いたしました。

続きまして、公共交通確保総合対策事業について、ドア・ツー・ドア、デマンド運行についてですが、新年度から小型化検討、小型化を、多分「を」があるんですよね、小型化を検討して交通空白地の解消を進めるとのことだが、デマンドが運行しない朝晩、土日、休日の交通空白地は解消されない。引き続き検討し、早期の解決を図るべきという意見があります。

この意見の提案者の発言を求めます。

荒金敏江委員。

○荒金委員 もうここに書いてあるとおりなんですけれども、交通空白地の解消をこういう形で進めたというふうな書き方ですけれども、相変わらず交通空白地っていうのが十分に解消されてない状態がありますので、この項目を入れて早期の解決を図るべきであるという意見書を上げるべきだと思います。

○近藤委員長 この意見書は取り上げる必要がないという方の意見がありましたら、お受けいたします。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 公共交通の関係、ドア・ツー・ドアのデマンドバスということで、新たに始まった事業ということで、大きく町営バスの運行というものが変わったわけでございます。そういう中におきまして、令和4年度、運行が始まった中で、この交通空白地帯の解消ということが完璧にはできておりません。これは、各議員一般質問等で町長にその部分についてはそれぞれが問うところではございます。しかしながら、この決算審査という中において、物ができてないというわけではございません。今後、将来的にやはり充実すべき部分ではあると思うんですけれども、そのことによりまして令和5年度にも巡回バスの充実というような方向性も出ておりますし、それからドア・ツー・ドアのデマンドバスの小型化というのも進めるというふうな方向性も出ております。やはりこのところは、執行部側もしっかり交通空白地帯に向けての対応というのは進めておられると思います。そういう中において、またそれ以上のこともこの審査意見として上げるというのは必要ないと私は思います。以上です。

○近藤委員長 この公共交通確保総合対策事業のこの意見を取り上げるべきだという方の意見がありましたら、お受けいたします。

岡本健三委員。

○岡本委員 今、執行部も努力してるからこれ以上意見を言う必要はないということだっ

たんですが、努力されてるのは私も理解しております。ただ、その中で、この朝晩ですとか土日、休日の交通空白地の問題ということについては、今のところ全く触れられてない。答弁で少し教育課とも協議するというようなお話は、答弁ではありましたが、基本的には後回しになってるということですよね。こういう空白地に住まわれてる方、例えば上萩山ですとか、山上の一部地域、一部といっても結構地域としては広いですが、そういう方にとって、これから高齢化が進んで朝晩交通手段がないというのは非常に不安に感じられることだと思います。ですので、早期の解決を図るべきというのはまさにこのとおりですので、この意見上げたほうがいいと思います。

○近藤委員長 それでは、この項目について、このたびの審査意見書に記載する必要がないという方からの意見がありましたら、それをお受けします。

ないようです。

それでは、ここで採決に移らせていただきます。

この公共交通確保総合対策事業のこの項目を取り上げて意見書に付すべきだという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

この項目を意見書に載せる必要がないという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、この公共交通確保総合対策事業に寄せられました意見は、このたびの意見書に載せないことに決定いたしました。

続きまして、観光振興対策事業。令和4年度から移住定住関連事業並びに観光振興事業の多くを山里L o a dにちなんへの委託事業として実施することとなり、山里L o a dにちなんは職員9名体制でこの事業に取り組んだ。一般的に町事業を外部委託するメリットは、民間事業者を活用することによりコスト削減や業務効率化が図られるというところにある。外部委託した場合と町自らが実施した場合のコスト並びに効果が客観的に評価できるよう、具体的な数値として見える化を図られたいという意見が寄せられております。

これについて、提案者からの説明を求めたいと思います。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 先日もこの山里L o a dへの委託事業の事業内容のほう一覧表にさせていただいて決算状況等確認させていただいたわけですが、皆様御覧いただいたよ

うに、本当に数多くの移住定住事業、あるいは観光事業、山里L o a dに委託するというふうになっております。こういう中におきまして、それらの事業がしっかり効果が出てるかどうかという部分、やはり本文にも書いておりますけれども、一般的に委託事業とするということは、本来町がやるべきことを外部に委託する。その中にはもちろん、町としてそのノウハウがないと、だから民間にお願いするという分もあるんですけども、実際にはやはりコストの削減、費用対効果ですね、そういう部分を必ず求めての委託事業ということになります。やはり、議会としてもその執行状況、実施状況等を確認するためには、客観的に誰が見てもこれは事業が効果が出てるよな、費用対効果が上がってるということが分かるようなことが必要だと思います。総論的な話をしても、なかなか事業の評価というのはできないと思っております。そのためにもやはり、具体的に数値化したものをもって見える化を図っていただきたい、そういうような情報を出してしっかりと事業を進めていただきたいという思いで意見のほうを出させていただきました。以上です。

○近藤委員長 この意見をこの意見書として採用しなくてもよいという意見がありましたら、お受け……。この意見を、これどっち。（「上げなくていいか」と呼ぶ者あり）上げなくてよいという意見がありましたら、お受けいたします。

岡本健三委員。

○岡本委員 根本的に考え方が違うんで、なかなか議論がかみ合わないと思うんですけども、まず、民間事業者を活用することでコスト削減ができるっていうのは、これはもう完全な錯覚です。だって、民間事業者っていうのは基本的には利益を求めるので、役場は利益求めないですから、その分民間事業者のほうがかかるとするのは、もう今や常識です、これは。民間事業者活用するとコスト削減できるっていうのは新自由主義の誤った刷り込みで、皆さんそれに毒されていると思います。さらに言うと、民間事業者といっても山里L o a dさんの場合には、委託事業が非常に多いということで、役場本体ではやりづらい事業をあえて外部団体として執行してくださると。そういう意味合いが強いわけであって、そこでコスト削減とかって余計なことを求めると、かえって活動の幅に制限をかけることになると思います。実際に、休日での窓口対応ですとか、それから山里L o a dさんの一部のところは、何ていうんですか、喫茶スペースというか、机が置いてあって、あそこで皆さん集われてよくいろいろな打合せを自由にされてますし、それから住宅についても修繕して借り上げてまたほかに貸すということでも、今、努力されております。それでまだ1年目ですしね、ここはやっぱり大切な事業を担ってくださってる部門

ということ、部門というか法人ということで、本当に議会としてもコストコストっていうようなことを言わずに、長い目で見て大切に育てていくべきだと私は思いますので、意見、これは上げるべきではないと思います。

○近藤委員長 この意見を取り上げるべきだという方の意見を、提案者以外の方でありましたら……（発言する者あり）ありましたら。（発言する者あり）

荒木博委員。

○荒木委員 先ほど、民間事業にすると……。ちょっと待ってください、眼鏡がないとみえない。民間事業を活用することにコスト削減と、それから業務効率化というところに問題が、表現に問題があるというような、ありましたが、事業を委託したところで、私たちももう少し中身も詳しく知りたいし、町の職員がしたときには今のと違った、もうアイデアの出なかったこと、いろんなことを挑戦しておられるというふうに、ざっとそういう私は思っておりますので、これをもう少し図って促進していくためにも、やはりここに上げるべきだというふうに思っております。

○近藤委員長 この意見を上げなくてもよいという意見がありましたら、お受けします。ないようです。

ここで、採択に移らせていただきます。この意見書を上げるべきだという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。

上げる必要がないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。よって、この観光振興対策事業の項目については、この意見書に掲載することに、上げることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は10時15分からいたします。

〔休憩〕

○近藤委員長 決算審査特別委員会を再開いたします。住民課、税務総務管理事務から審議を始めたいと思います。

この件につきましては2件出ておりますので、2件の方の提案説明をお願いしたいと思いますが、読み上げます。

不納欠損額及び収入未済額が前年度より増加しているのに、町税等未収金取組会議が令

和４年度は開催されていない。町税等未収金取組み会議要綱（平成３１年３月３１日制定）では年２回（６月、１０月）と定めてあるのに開催されていないので、抜本的な対策（歯止め）を求める。

続きまして、町税（町民税、固定資産税、軽自動車税）の収入未済額は、令和３年度決算では１，７７３万３，２１５円、令和４年度決算では１，９６８万４，７７１円であり、およそ１９５万円増加している。滞納金の実態把握と具体的な回収方法を検討するための町税等未収金取組み会議が設置されているが、令和４年度は一度も会議が開催されていなかった。開催できなかった要因は、人事異動や担当職員の認識不足等であるとのことであったが、町財政の基本である税に対する認識が欠落していると言わざるを得ない。未収金会議の座長である副町長はもとより、担当課長による事務事業の管理を徹底されたい。という２件の項目が出ております。

まず最初に、上段の不納欠損額から始まる項目の提案者の発言を求めます。

大西保委員。

○大西委員 私は、監査報告もありましたように、この会議が開かれてない、ゼロ回と。実は、なぜこれ上げるかといいますと、平成３０年度に議会でも決算の委員会で話をしているいろいろやって、その後ですよ、４回もやられたこの会議です。そして、当時の副町長がこれではということで要綱までつくられて、きっちりと６月、１０月と、そして座長も決め、担当課も事務の仕事の担当も明確にされとるわけですよ。なのに、令和４年度は一度も開催されていない。下段のもう１人の方も書いておられますが、私にとっては、決めたこと、ここまで要綱まで書いているのに、３年ぐらいはそのまま続けたけど４年目にしない。よく言われる、人が替わったとか、いろいろそれは理由にならんわけです。そんなこと言っているとしょっちゅう替わるわけですから。私が書いているのは、抜本的な対策の歯止めなんです。対策は一応打つけども、その対策が本当に効いてるかどうかわからないんです。対策じゃないんです、これは処置だけなので。本当に言いますと、歯止めとは誰がやってもやるような仕組みづくりが歯止めなんです。これは、私は、要綱はつくられましたが実務運用で欠陥だと思っておりますので、これは載せるべきだということで提案しました。以上です。

○近藤委員長 続きまして、下段、町税から始まる項目の提案者の発言を求めます。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 まず、町税に対する認識ですね、いわゆる自主財源として、まさに町財政の

基本となるものであります。それは、いわゆる税の賦課から始まって徴収、１００％の徴収というのが基本であります。そういう中におきながら、実際未収金、滞納、こういうものが額としても増えとるという中におきながら、徴収、未収金に係る体制、あるいは庁舎内での情報の共有という非常に重要な会議であります未収金取組み会議。先ほど同僚議員もおっしゃいましたが、やはりその必要性があつてこの要綱もつくって運用しとるという中において、本当に非常に残念でなりません。この要綱によりますと、座長は副町長ということになっております。副町長も途中替わられたということもあるんでしょうけども、あのときのいろいろと議員からの質問に対して、担当課長の言葉というのが、まさに人ごとのように私は捉えました。やはり町の財政の基本となるものを、携わつとる課長としてのその考え方、いわゆる人の管理というものももちろんその中にはあります。それと併せて、このたびちょっと厳しい表現をさせていただきましたけども、それくらいの思いを持ってやっていただきたいという思いでこの意見書のほうを出させていただきました。以上です。

○近藤委員長 この意見を取り上げる必要がないという方がありましたら、その意見を求めます。

ないようです。

岡本健三委員。

○岡本委員 いや、必要ないというんじゃないくて、その文面に関しては今は議論しないんですか。

○近藤委員長 取りあえず次求めます。

○岡本委員 分かりました。じゃあそれは後で。

○近藤委員長 反対者がないようにありますので、この項目は取り上げることといたしますが、ここに２案出ております、この項目について、文言の訂正または指摘がありましたら、ここでお受けしたいと思います。

岡本健三委員。

○岡本委員 内容的には、確かに要綱に定めてあるものは原則２回、６月、１０月開催ということですので、それはする必要があるので注意喚起という意味でも意見としては出した方がいいですけれども、執行部も恐らく副町長はじめ認識を改めとられると思いますし、簡潔に。開催されてないので、要綱どおりの開催を求めるということで、だから上３行ですか、その辺り、最後、開催されてないので要綱どおりの開催を求めるという、そういう

簡潔な文章でいいように私は思います。

○近藤委員長 そういった意見も出とります。今、委員長のほうから提案したいと思っておりましたが、要するに、この2件の項目については、町税等未収金取組み会議が要するに開催されていないという項目は共通しております。それから、町税等未収金取組み会議要綱というのが、上段には載っております。それから、下段のほうには、要するに町財政の基本である税に対する認識が担当職員等に欠落しているという項目が書いてあります。この項目を踏まえて、委員長としては再度この意見書を集約したものの提出を2名の方に求めます。それから再度検討したいと思いますので、次の総括までに2人で集約して意見書としてまとめていただきますよう、よろしくお願いします。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ちょっと委員長、一言。今こうやって1項目ずつ取り上げるか取り上げないかという決定は今やっとするんですけども、その後の文言、書きぶりについては、やはりこの場で本当に出していいかどうかということは、これは今後これまでやってきた分、今からやる分、含めまして、全体として文章はまとめないといけないと思うんですが、どうでしょうか。特定のものだけを、じゃあ正直言いますと、今取り上げると言うた中にも既に修正しましょうねという言葉も出とります。ですから、後で、これはまた文言については後で皆さんで協議すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○近藤委員長 そういった意見が出ております。そのように取り計らいたいと思います。一応、最後まで進んだ後に、取り上げた項目についての再調査をするということで進めていきたいと思います。

続きまして、次の項目であります戸籍住民基本台帳については審議が終了しましたので、じんかい処理事業。1、西部広域行政管理組合負担金のうち、ごみ処理施設建設費の支出は取りやめ、一般廃棄物処理施設整備基本構想の白紙撤回を組合員に申し入れられたいという意見であります。

この意見の提案者の発言を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 今回、私の一般質問で、担当課からは基本構想の内容を見直しておりますというような、プラスチックは燃やさないようにしてますというような発言もありました。実際に見直さざるを得ないと思います。そのほかにも、私、申し上げたように、新しい提案を募集する窓口には、メタンガスを活用した発電ですとか、加水分解ですとか、あるい

は将来を見越してもっと規模を縮小するとか、いろいろな提案が出ておりますので、そういった提案を基にゼロからやっぱり考えるべきだと思いますので、基本構想に沿った計画を進めていくっていうのは今、無駄なことだと思うので、それに対する支出はやめて、白紙撤回をとにかく申し入れてもらいたいと、そういうことです。

○近藤委員長 この意見を取り上げる必要がないという方の発言を求めます。

大西保委員。

○大西委員 私はこれを取り下げるべきだと思うております。まず、広域管理組合の負担金253万9,000円執行されてます。これは各市町村にきちっと割り振られて支払っているものですから、日南町だけは払いませんということではできません。かつ、この基本構想の白紙撤回も、どんどん粛々と進んでおる中ですので、これも組合に申し入れたいとありますが、これは必要ないと思うております。この件につきましては、取り下げるべきだと思います。

○近藤委員長 この意見を取り上げるべきだという方の発言を求めます。

荒金敏江委員。

○荒金委員 一般廃棄物処理施設ですけれども、国のプラスチック資源循環法に関連して、かなり大きな見直しをしていく必要があると思いますので、根本から考え直すべきだと思っておりますので、この白紙撤回を申し入れるという意見は取り上げるべきだと思います。

○近藤委員長 続きまして、この①を取り上げる必要がないという方の発言を求めます。

荒木博委員。

○荒木委員 既に同僚議員のほうから反対、賛成の意見が出ましたけども、私としては、この西部市町村の中で日南町の焼却場一番古いわけですよ。これを単独じゃあまた新築するということは、もう100%近い無理だと思います。それから日野町、江府町も当然西部広域で処理をするというふうに決定しておりますので、ここで改めて再計画をするような、組合に申し入れるという必要はないというふうに思っております。

○近藤委員長 今まで発言されたことのない方の発言を求めます。

ないようです。

ここで、採決に移らせていただきます。

このじんかい処理事業の①の項目について、取り上げるべきだという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

これを取り上げる必要がないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、この①の項目については、意見書に載せないことに決定いたしました。

続きまして、②プラスチック資源循環促進法に基づき、このごみ処理基本計画の抜本的見直しを検討されたい。

このことについて、提案者の方の発言を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 プラスチック資源循環促進法が令和4年の4月に施行されたんですけれども、ごみ処理基本計画っていうのは、これは日南町の計画です。ごみ処理というのは基本的には市町村の責任で処理するもので、この計画も市町村の責任で作成するものですので、これは日南町が作成するものなんですけれども、これ10年間の計画なんですけれども、既にもう5年以上過ぎてる、5年ごとに見直しということなんですけど、5年以上過ぎてるのに見直しがされておられません。法改正もあり、また期間としても過ぎてますので、これは抜本的見直しを当然するべきだと思います。

それとあと、加えて言いますと、資料が、可燃ごみの状況ということで決算審査委員会の各課提出資料の中に出していただいております。皆さんお分かりになるでしょうか。決算審査委員会の各課提出資料の中に、一番最後のところに可燃ごみの状況ということで、日南町清掃センター回収実績があります。令和2年、3年、4年の分を出していただいているんですけれども、生活系の可燃ごみが1人1日当たり、令和2年が483グラム、令和3年465グラム、令和4年472グラムということで、凸凹はありますけれども、基本的にはあまり減ってない。今まず大切なのは、やっぱりこの可燃ごみを減らすと。できるだけ燃やすものを減らしてリサイクルに回していくということで、それで省資源化にもなりますし、二酸化炭素排出ということも減らしていくことはできますので、そういった数値目標なども入れて、やっぱりごみ処理基本計画、抜本的に見直す必要があると思います。以上です。

○近藤委員長 この②の項目について、この決算書に取り上げる必要がないという方の意見を求めます。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ちょっと確認でございますけども、先ほどごみ処理の基本計画が途中で見直しがなされてないとおっしゃいましたですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今、ホームページ見ると、平成30年から令和9年までの10年間の計画っていうのは載っておるんですけども、ちょっとこれとはまた違うもんなんですか。今ちょっと確認をさせていただきます。

○近藤委員長 岩崎委員のほうから岡本委員のほうに先ほどの発言に対する質問がなされましたが、それについて岡本健三委員は答弁することができますでしょうか。

岡本健三委員。

○岡本委員 30年。（「30年」と呼ぶ者あり）分かりました。ああ、失礼いたしました。ちょっと期間が違ってましたね。だから、30年の3月だから31、だから令和1年、2、3、4、5ということで、今年度が5年度目ということにはなりますね。だから、そろそろ見直しの時期であるということと、何よりも令和4年……。

○近藤委員長 訂正ほどしてもらったら結構です。

続きまして、ほんならこれの……。

○岡本委員 何よりも、令和4年にプラスチック資源循環法が新しく施行されてる、新法ができてるといふ、そこが重要だと思います。

○近藤委員長 5年ごとの見直しがされていないというのは訂正するということで、見直しの時期が近づいているということに訂正をするというような発言がありました。

それを踏まえまして、②についてのこの意見を取り上げる必要がないという方の意見を求めたいと思います。

大西保委員。

○大西委員 プラスチック資源循環促進法が4月からということでしたけど、日南町も環境にとっては環境審議会、また環境立町とか、いろんな組織で、ごみ問題は最重要課題だし、今後も西部管理組合どうのこうのでありますので、当然計画もつくり、それについてやるのは当たり前ですんで、これを載せる必要はないと思っております。粛々と計画をつくってやっておられると思っております。

○近藤委員長 この②の項目を意見書に載せるべきだという方の意見を求めます。

ないようです。

ここで、採決に移ります。この②プラスチック資源循環促進法から始まる項目についてを、取り上げるという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 1名です。これを取り上げる必要がないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 6名です。

続きまして、3番、一般廃棄物の減量、資源化、さらなる資源化、可燃ごみの減量を図るためには、住民の協力が欠かせない。もっと積極的な取組をされたい、という意見であります。

この意見書の提案者より説明を求めたいと思います。

荒金敏江委員。

○荒金委員 一般質問の中でさらなる取組をというふうに言ったんですけれども、ごみ出しの仕方についてのパンフというかチラシか、それを作り直しますというふうな返事しかなかったです。生ごみをどんなふうに処理していくのか、あるいは軟プラをどういうふうに分別していくのか、そういうことも含めて住民の協力を得て、廃棄物の減量、資源化を進めていくべきだと思いますので、積極的に住民に広報したり話合いの場をつくったりすべきだと思いますので、これを入れてほしいと思います。

○近藤委員長 ③番の項目について、これを意見書に載せる必要がないという方の意見を求めます。

大西保委員。

○大西委員 載せるべきではないという意見ですが、ただ、内容は私は大賛成をいたします。これについては、住民の理解とか等々ありますんで。ただし、あえて決算意見として上げる内容ではない。ただ、内容としては私も賛同できる内容ですけども。それだけ言えます。審査意見としてはふさわしくないんじゃないかなということで、取下げをということです。

○近藤委員長 この③番を審査意見として取り上げるべきだという方の意見を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 取り上げるべきだと思います。これは、私としては2番と密接に関わりのあることだと思うんですけれども、一般廃棄物の減量、資源化というのはプラスチック資源循環促進法で本当に強調されてることです。積極的な取組、もちろん、多分、3番の意見はとにかく取組をさせたい、計画云々とかじゃなくて、まず実行してくれという、そういうことだとは思いますが、実行に当たってはその計画の見直しも必要だと思って

私は2番を上げたんですけども、両方必要です。取組を進めるということで、3番、意見として取り上げるべきだと思います。

○近藤委員長 この3番を取り上げる必要がないという方の質問がありましたら、お受けします。

荒木博委員。

○荒木委員 質問じゃないでしょ、意見。質問ではありません。

○近藤委員長 分かりました、すみません。訂正します。

荒木博委員。

○荒木委員 ごみの減量、資源化ということです。資源化ということに関しては、例えば日南町では20ぐらいの分別をして出しているわけでありまして、例えば紙にしても段ボールがあつて新聞があつて雑誌があつて、例えば牛乳パックあつて全部資源をするように、皆さん分別して出しておられますし、生ごみに対しても日南町としてはコンポスト化みたいな補助も出しております。ですから、ここであえてこれを取り上げる必要はないというふうに思います。

○近藤委員長 この3番の意見を取り上げるべきだという方の意見で、意見の漏れがありましたらお受けします。

ないようです。

ここで、採決に移らせていただきます。この意見を取り上げるべきだという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

この意見を取り上げなくてもよいという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、この意見は決算書に取り上げないことに決定いたしました。

続きまして、環境保全対策事業、空き家対策協議を2回開催することになっていたが、1回も開催されていない。空き家等の適正管理や老朽危険家屋の評価等、重要な協議会での定期的な開催を求めるという意見であります。

この意見の提出者より意見内容を聞きたいと思います。

大西保委員。

○大西委員 決算、予算の中でもこの定期開催2回ということですが、今回もされてません、令和4年度も。実は、令和3年度も一度もされてないです。実は3年度のときに思うんですが、まあそこまでと思っておったんですけど、2年続いて一度も開催されてない。ただ、コロナによって会議が開催されてない可能性もあるんですけども、そのようなこともなかったと。ここで私言いたいのは、特に適正管理、空き家が大変多い、また危険家屋の評価があります。評価リストで150点以上、200点、250点。実は、二、三年前から、取壊し、代執行で壊したとか、そういった、どこもやっております。特に子供の通学路に面したところ、道、だから物すごい重要な会議だと思うんですよ。毎年空き家が増え、危険家屋が増えてきてると思うんですが、やはり定期開催を最低でも年1回ぐらいはすべきだと思いますが、2年間やられてないということで、あえて令和4年度の審査意見で提出いたしました。よろしくお願いします。以上です。

○近藤委員長 この環境保全対策事業の意見を取り上げなくてもよいという方の発言がありましたら、それを求めます。

ないようです。

それでは、この環境保全対策事業の意見を取り上げることに決定いたします。

続きまして、国民健康保険特別会計より、1、国保税の子供の均等割を、未就学児だけでなく、18歳以下全員に対して全額（総額年間100万円前後）免除すべきであるという意見の提案であります。

この提案者より意見を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 国の政策で国保税の子供の均等割、未就学児は半額免除になったんですけども、18歳以下全員に対して全額免除すべきです。これは以前から申し上げてますが、本当におぎゃあと生まれてから18歳以下ということはなかなか、アルバイトぐらいはするかもしれませんが、所得というものは非常に少ないわけです。そこになぜか税金がかかっていると。人頭税のような形ですね。非常によくないと思いますので、免除すべきだと私は思うので、意見を上げました。

○近藤委員長 この意見を取り上げるべきではないという方の意見を求めます。

大西保委員。

○大西委員 私は取り上げるべきではないという意見です。提案者は毎回ずっとこれを町長にもお話しし、いろいろ言っておられますが、もともと国民健康保険については、扶養

家族という概念がまずないわけです。だから家族1人ずつという形になっておるわけです。健康保険につきましては、本人会社員であれば半額の50パーです。これは日本は皆保険で全ての方入りましようということで、中小企業の方から無職の方まで加入できる、これが国民健康保険でございます。したがって、今18歳以下全員に対してと、全国の市町村見たらどっかあるかも分かりませんが、やはり鳥取県内、また日南町においては、これ免除すべきでないと思うてます。参考に、これと似た保険が建設業にも国保という名前もあります。これも家族1人当たりという人数割の負担となっております。参考に言っておきます。

○近藤委員長 この①番の意見を取り上げるべきだという方の意見を求めます。

荒金敏江委員。

○荒金委員 社会保険のほうにはこの均等割のようなものではありませんし、国保が大変高額になるというのも、この均等割が関連していると思うので、私自身は均等割はなくしたほうがいいんじゃないかというふうに思っていますが、取りあえずというか、今の段階で18歳以下の本当に収入のない人を対象にした均等割はなくしたほうがいいと思うので、この意見は取り上げるべきだと思います。

○近藤委員長 この①の意見を取り上げる必要がないという方の意見がありましたら、お受けいたします。

荒木博委員。

○荒木委員 私は、日南町国民健康保険特別会計の審査でありますので、これは、この均等割の金額というのは日南町ではなくて、国や県が出すべきものだというふうに思っておりますので、日南町として今すべきだというようなことは必要ないというふうに考えております。

○近藤委員長 この意見を取り上げるべきだという方の意見の発言漏れがありましたら、お受けしますが。

ないようですので、採決に移らせていただきます。

この国民健康保険特別会計の①の項目を取り上げるべきだという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

これを取り上げる必要がないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、①国保税の子供のから始まる意見は、このたびの意見書に掲載しないことに決定しました。

②新型コロナウイルス感染症に罹患した際の傷病手当の支給を再開されたいという意見であります。

この提案者の発言を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 新型コロナウイルス感染症が5類になってしまいまして、それと同時にこの傷病手当の支給というのもなくなってしまいました。ですが、御存じのとおり、今も新型コロナウイルス、猛威を振るっております。やっぱり、もしコロナウイルスにかかってしまったらどうするんだろう、休んでる間もし手当がなくて働かなきゃいけないということになれば、当然それは感染をさらに広げるといようなことにもなりますので、やはり安心して休んでいただくためにも傷病手当の支給というのは必要だと思いますので、再開してもらいたいと思います。

○近藤委員長 この②の項目を取り上げる必要がないという方の意見を求めます。

大西保委員。

○大西委員 私は取り上げる必要はないという意見であります。

もともと国保ですんで、国保会計ですんで、この国民健康保険には傷病手当金支給の項目はないわけです。ただし、今回コロナということで特例を設けて時限でやったわけです。したがって、以前は個人事業者もということでしたけど、個人事業者は、これは給与所得者が対象になるわけです。そういった面で傷病手当金の該当ではないが、コロナがあったこの期間だけに特例で国が認めたわけです。現在、第5類になりましたんで、当然それにはなくなるんですけども。実際、日南町ではどうであったかと、4年度決算ですのでちょっと調べてみましたら、申請ゼロ件です。令和3年度も申請ゼロ件です。ということですので、実態はそういうことですので、あえて日南町だけこの傷病手当金の項目を残すというのは、ちょっと国からのあれも、国民健康保険の中でできないと思いますので、私はこれは取り下げべきだと思っております。

○近藤委員長 ②新型コロナウイルスに始まる項目を取り上げるべきだという方の意見がありましたら、発言を求めます。

ないようです。

ここで採決に移らせていただきます。

②新型コロナウイルス感染症から始まる意見を取り上げるべきだという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

この意見を取り上げる必要がないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、②の意見をこのたびの意見書に取り上げないことに決定いたしました。

続きまして、後期高齢者医療特別会計、後期高齢者だけが被保険者であるリスク分散をしづらい保険制度を改めるよう国へ申し入れられたいという意見であります。

この意見の提案者の発言を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 本当に世界でも例を見ないような後期高齢者だけが被保険者であるということで、当然、後期高齢者の方は収入も少ないです。その反面、病気には比較的なりやすいという、そういう方だけを囲ってしまうような保険制度というのはやっぱり問題があると思いますので、なかなかすぐやめるのは難しいんだと思いますが、改めるよう国へ申入れをやっていってもらいたいと思います。

○近藤委員長 この意見を取り上げる必要はないという方の意見を求めたいと思います。

荒木博委員。

○荒木委員 国民健康保険と、それから後期高齢者医療保険、これ、分けたのは、実は日本国民全体の皆保険制度というのが世界的にも優秀な保険制度であるというふうに解釈しておりますので、ここに書いてあるリスク分散せいということも含めてみんなで皆保険制度を進めていこうということで、これを特別会計、別にしたというふうに私は解釈しておりますので、改めてここで国に申し入れる必要はないというふうに思います。

○近藤委員長 この意見書を取り上げるべきだという方の意見がありましたらお受けいたします。

荒金敏江委員。

○荒金委員 別に後期高齢者を分けなくても、国民健康保険で皆保険制度は守られてきた部分ですので、やはり後期高齢者だけを分けてするということには、そういう必要はない

んじゃないかと私は思います。引き続きというか、国に申し入れていくということは必要だと思いますので、この意見を取り上げるべきだと思います。

○近藤委員長 これを取り上げる必要はないという方の意見がありましたら、ここでお受けします。

ないようです。

採択に移ります。

この意見を取り上げるべきだという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

この意見を取り上げる必要がないという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、この後期高齢者医療特別会計における意見は、決算意見として取り上げないことに決しました。

続きまして、教育委員会、外国語教育推進事業について。令和4年度は、シアトルの中学生が帰宅後自宅から接続することで時差の問題を解決して、オンラインで日南中学の生徒との交流を行っている。小・中学校での国際交流は、こうしたオンラインでの交流や国内の留学生との交流にとどめるべきである。子供の家庭に多額の経済的負担を強いる事業は義務教育の範疇を超えているという意見であります。

この意見の提案者の発言を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっと言葉足らずなところがありますが、子供の家庭に多額の経済的負担を強いる事業というのは、つまり海外派遣事業のことです、シアトルへの。実際に保護者の方の負担というのは、お一人12万円。就学援助を受けている世帯の方でも、その半分の6万円は負担しなければならないということで、これは義務教育の中では本当にあり得ない負担額だと思います。それで、代わる方法がないかという、あるわけですし、オンラインでは時差の関係で難しいというようなこともありました。4年度、書いてあるとおりです。帰宅後にシアトルの方には自宅から接続してもらうということで、その時差の問題も解決して、オンライン交流できるということになってます。それから、コロナがもっと収まってくれば、国内に来ておられる留学生の方との交流というのももっと盛んにできるようになると思いますので、義務教育の範疇ではそういった交流にとどめて、全

員が参加できる交流、そういうものにとどめていただくのがいいんじゃないかと思います。

○近藤委員長 この意見を意見書として取り上げる必要がないという方の意見を求めます。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 このシアトル派遣事業は、日南町の特筆するすべき事業であります。そして、国内の留学生とのという言葉がありましたけども、やはり現地に行って英語で話すっていうふうに、教育長もおっしゃってました。今年は例年になく、行った生徒が自分の英語力を試すために、自分の英語は通じたんだとかいう、その思いを語っておられました。提案者もそれはしっかり聞かれたことと思います。

それから、義務教育の範疇を超えてるというのは、これは個人の認識であって、別に超えてるとは思いませんし、やはりこの日南町の特筆すべき事業、もっと言うと、どんどんして、英語の日南中学校、英語の日南小学校と言われるぐらいのレベルまでなれば、それはもっとやっぱり日南町も活性化するようになると思いますし、ここであえて決算審査意見に載せるべきもんでもないと思います。

○近藤委員長 この意見を意見書に載せるべきだという方の意見を求めます。

荒金敏江委員。

○荒金委員 シアトルに行かれていろんな経験をされたっていうことは、それがよかったっていうことは私も認めますけれども、全員が行けるわけではないわけですね。ですので、学校の行事としてそういう形をするということについては、十分というか、適当ではないのではないかというふうに思いますので、私はこの意見を取り上げるべきだと思います。

○近藤委員長 この意見を取り上げる必要がないという方の発言がありましたら、お受けいたします。

ないようですので、採決に移らせていただきます。

この外国教育推進事業の意見を取り上げるべきだという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

取り上げる必要がないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。

続きまして、学校給食運営事務。学校給食に使用される米の選定方法が不透明である。

納入業者や米の選定方法について検討されたいという意見です。

この意見の提案者の発言を求めます。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 昨年この時期も、学校給食の米について議論が交わされたことと思います。そして、この決算の時期、決算の時期になかなかちょっと米が、令和4年度、令和5年度、令和3年度、令和4年度というふうに切り替わるので、議論するあれはないんですけども、やはりこれは不透明さがあるので、しっかりと明らかにしてほしい部分もありますし、これはちょっと意見書で私は上げてほしいと思います。

○近藤委員長 この意見を意見書に載せる必要がないという意見がありましたら、お受けいたします。

ないようです。これを意見書に載せることに決定いたしました。

続きまして、建設課、道路維持管理事業について。町道脇草刈り。世帯数が少なくなった上に、高齢化でボランティアでは対応できない地域も多い。町が直接雇用して行えるよう検討されたい。

この意見の提案者の発言を求めます。

荒金敏江委員。

○荒金委員 今、町道の草刈りは、家がないような場所を中心に町がしているということで、家のあるところはボランティアでできるだけ対応してほしいということで、ボランティアのほうの予算ができてるわけですけども、実際にその地域で2世帯しかないとか、それも高齢の人ばかりだとかいうところも増えてきていますので、ボランティアでやりたいっていうか、やれるというところは引き続きしてもらってもいいとは思いますが、町が直接に対応できるような体制も考えていくべきだと思います。この意見を出しました。

○近藤委員長 この道路維持管理事業の意見に対して、この意見を取り上げる必要がないという意見がありましたらお受けします。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 提案された方がおっしゃいましたように、確かに草刈りというのは、いわゆるこれまでも地域を自ら守るという意味におきまして、あるいは地域を全体で頑張ってもらおうというような機運を醸成するような意味合いもあろうかと思っています。高齢になられまして実際、世帯数が少ないという地域も出てきて、自らができないという現状もあろうかと思っていますけど、ただ、そういう地域に対して強制的に町道の草を地域で刈りなさいとい

うことは、町としては言うてはおりません。逆に頑張る地域にはボランティアで、有償ボランティアですよ、有償ですよ、1キロ1万2,000円ということで、労務費の対価として若干支払いもとるという状況であり、それはまた地域のイベント等に利用するというのが現状だと思います。ですから、やはり高齢化になって本当にできないのであれば、それは町としてやられるという体制になつとしたいと思います。あえてそのことを意見書として取り上げるということは必要ないと思います。以上です。

○近藤委員長 この意見を取り上げるべきだという方の意見がありましたら求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 今、強制的にはせよとは言わないということと、できなくなったら町がやってくれるというようなことだったんで、それは何か、その根拠がどこにあるのかちょっと私よく分からないんですけれども、そういう答弁はなかったと思うんですが。多分、現状だと有償ボランティアがされない場合には、その地域が草ぼうぼうになってしまうという可能性もあるのではないかと思います。そうになってしまうと、非常にもう、何ていうんですかね、人の入りづらいような地域ができてしまって、ますますこの日南町の衰退に拍車がかかってくるのではないかというおそれがあって、実際に住んでる方も、やっぱりきれいにしておかないともう自分たちの子供も帰ってきづらいと、そんな草ぼうぼうのところには誰も帰ってきたくないでしょうというようなことをおっしゃっています。そういうことで頑張っておられるんですけども、それでも御高齢になって限度というのがあります。それで有償ボランティアにお金が出てるということもありましたけれども、確かに出てはいるんですけれども、1キロ1万2,000円、100メートル1,200円ってどうなんでしょうかね。燃料代とか、あるいは草刈り機が壊れたときの補修代とか、それくらいでもうなくなってしまうのではないのでしょうか。そんなことで、ぜひ町が直接草刈りをするという必要に応じてきちんとやるという方針を町には出していただきたいと思うので、この意見を取り上げていただきたいと思います。

○近藤委員長 この意見を取り上げる必要がないという方の意見がありましたら、お受けいたします。

ないようです。

ここで採決に移らせていただきます。

道路維持管理事業に出されましたこの意見を取り上げるべきだという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

この意見を取り上げる必要はないという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。

続きまして、福祉保健課、生活困窮者自立支援事業、生理用品を受け取りに行くことをためらう女性の気持ちを考えて、トイレに置いて必要時に気軽に使えるようにされたいという意見です。

この意見の提案者の発言を求めます。

荒金敏江委員。

○荒金委員 生理用品を置くようになったというのはいいことだとは思いますが、困窮の様子も知りたいからという理由でトイレに置くのではなくて、言葉で言わなくてもそれを示せばもらえるというふうな形にしているというふうなことでやっているようですが、生理があるということは恥ずかしいことではないのではありますけれども、若いときには私自身も何となく恥ずかしいというふうな思いでおりました。そういう中で、生理用品をもらいに行くっていうのはかなりハードルの高いことだと思いますので、トイレにあったら必要なときに使えていいと思いますし、必要でない人も取るんじゃないかみたいな心配もされるかもしれませんが、あんまり数が十分に持てない場合に何個か取ってしまうっていうこともあるかもしれませんが、それを考えるよりは女性の気持ちを考えて、必要なときには誰にもそのことを態度で示したりもせずに使えるような形にしていくべきだと思います。

○近藤委員長 それでは、この項目を取り上げる必要がないという方の発言がありましたら求めます。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 先日の福祉保健課の決算聞き取り調査のときに、令和4年度実績が3件ということがありました。数字だけでははかれない部分がありますが、それで窓口で、福祉保健課の窓口というのは女性が多い、男性もおりますが女性のほうが多いし、いろんなことを相談行くときに、やはり窓口で優しくいろんなことに相談に応じていただけます。ですので、福祉保健課の窓口でそういったことを、対して会話することにより、よりケアできたりする部分もあるし相談できることもあると思います。なので、これは決算審査の

意見まで出す必要はないと思います。以上です。

○近藤委員長 この意見を決算書に掲載すべきだという方がおられましたら発言を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 窓口で女性が多いのということでしたが、幾ら女性が多くても現実に3件の実績の方、相談にはつながっていないということですね。これ、多分想像ですが、私は生理はないので想像ですけれども、窓口に取りに行くだけでも相当、勇気が要ったと思います。それでさらに相談ということになると、そういう状況ではなかったのではないかなというふうに想像するわけですが。相談につなげたいということであれば、この間の聞き取りのときにも申し上げましたけれども、トイレに置いておいて、それでその中に相談先の窓口の案内、電話番号などを書いておけば、相談したい人はそれで相談すると思います。ということと、あと、これが事業の名前がちょっと私あまりよくない、よくないっていうか、割り振りがあまり適切ではないということもあるなと思ったんですけども、生活困窮者自立支援事業という中に入ってますけれども、別に生理用品を受け取るのは生活困窮者の方に限らないと思います。体調の変化で急にちょっとそういうことがあって、たまたまその日は……。

○近藤委員長 すみません、その項目については予算のほうでまた本来、指摘すべきことであろうと思います。決算はもう既に通ったわけありますので、次回の予算のときにこの項目は違うんじゃないかという指摘をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○岡本委員 もちろん予算のときにも言いますけれども、これ、だって決算審査意見って次の予算に反映させるための意見と認識してるんですけども。

○近藤委員長 いや、でも、これはだけん、先ほど言われたように生活困窮者という名前が、これが要するに、ここに生理用品を受け取りにというのは、予算書に掲載されてあって、もう既に皆さんが議決した案件でありますので、それが違うというのは若干違うと思います。だから今度の予算の段階で審査をするときに発言をしていただくように求めます。

○岡本委員 いや、言いたいことは、要するに生活困窮者だけが対象じゃなくて……。

○近藤委員長 分かりますよ、意味は分かります。

○岡本委員 いろんな方の女性の……。

○近藤委員長 そのことを予算のときに、ここでは、この項目では該当しないではないかということを提案していただくことを望みます。

○岡本委員 よく分かりませんが。これ、だって予算に反映されるための意見っていうことはいいんですよね、この意見書。決算審査のときの意見っていうのは、次の予算のときにこれを反映されますよね。だから、それも含めて……。

○近藤委員長 だけん、別に予算審査特別委員会というのを設けられますので、そのときに提案するほうが自分は妥当だと思うということで、これは委員長としての見解ではありますが、自分はそのように思います。困窮者だけがこの制度を使うんではないという意見も分かりますけど、それはこのたびのあれではないと自分は思いますので、取りあえず今のところは委員長の指示に従ってください。だから、それは外して次の質疑をしていただくようにお願いします。

○岡本委員 ちょっとよく分かりません。正直言って、何をおっしゃられているのかよく分かりません。とにかく女性のＱＯＬの向上のためにという意味でも、トイレにぜひ置いていただきたいと思います。

○近藤委員長 これを取り上げる必要がないという方の意見がありましたら、発言を求めます。

ないようです。ここで採決に移らせていただきます。

このたび生活困窮者自立支援事業に出されたこの意見を取り上げるべきだという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

これを取り上げる必要がないという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。

続きまして、介護保険事業、介護福祉人材育成奨学金貸与事業について。広報の仕方を検討して、日南町で働く人材を得るために活用されたいという意見です。

この提案者の発言を求めたいと思います。

荒金敏江委員。

○荒金委員 この事業は、結局ほとんど利用がなかったということだったと思います。せっかく日南町で介護、福祉関係で働いてもらう人材を得るためというふうに行われることになっている事業なので、広報の仕方をもうちょっといろいろと検討して、ぜひ日南町で働く人材を得るために活用できるようにしていただきたいと思います。

○近藤委員長 この意見を決算書に掲載する必要がないという方がおられましたら発言を求めます。

荒木博委員。

○荒木委員 この制度、以前、問題になったことがありましたけど、介護福祉人材育成奨学金貸与事業制度、以前、町内の住所がなけにゃいかんとか、そういうようなことで皆さんと協議した経過があります。私の記憶間違いかもしれませんが、福祉会などが募集されるときに、その中にこの制度のこともちゃんと書いてあったように覚えておりますし、ホームページ、今回見させていただきましたが、この制度の中で貸与額、これを増額してますし、100万が120万、それから、町内居住要件の撤廃というようなこともちゃんと載せてありましたので、私は広報がしてないというようなことはないと思います。それで、人材、令和4年度なかったわけですけども、本当に介護人材というのは市町村の取り扱い、施設の取り扱いというような状況なので、今度もっと条件をよくしてもなかなか応募がないかもしれないということで、今回広報の仕方を検討してという、十分されてると思いますので、ここで改めて取り上げる必要はないというふうに思います。

○近藤委員長 この意見を取り上げるべきだという方の意見がありましたら意見を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 十分やってるしということだったんですけども、説明では、就職説明会ですとか実習のときなどにされてる、日南福祉会ですね。就職説明会なんていうことになってしまえば、かなりの方が恐らく学校終わりに近いときに就職説明会受けられると思いますので、そこで知っても時既に遅し。実習だと多分、もう少し手前なんでしょうけれども、それでも最初からは受けられないということで、やっぱりできれば入学の前に知っていただきたいわけですね。例えば米子にはYMCA、介護の専門学校などもありますので、そういったところの入学説明会に資料を広報するとか、できれば行って説明させてもらえれば一番いいんでしょうけど、それができるかどうかは分かりませんが、そういった努力も含めてもっと人材を確保する広報の努力というのをしていただきたいと思うので、載せたほうがいいと思います。

○近藤委員長 この項目を意見書に載せる必要がないという方の意見がありましたら、意見を求めます。

ないようです。

それでは、ここで採択に移ります。

この介護保険事業の項目を意見書に上げるべきだという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

この項目を上げる必要がないという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、この介護保険事業に関わる意見は、意見書に取り上げないことに決しました。

続きまして、介護保険特別会計全般、長年積み立てられた基金の運用で介護保険料の軽減を検討されたいという意見であります。

この意見の提案者の発言を求めます。

荒金敏江委員。

○荒金委員 介護保険の基金ですけれども、長い間特別会計で余ったお金、剰余金を積み立てて、2億何ぼのお金がたまっているということでした。日南町は介護保険料は県内では安いほうではありますが、今、介護保険の利用が大変難しくなっていることと、この物価高の中で介護保険料を安くして、みんなの生活がよりよくするようにすべきだと思いますので、この意見を取り上げてほしいと思います。

○近藤委員長 この意見を取り上げる必要がないという方の意見がありましたら、それを求めます。

荒木博委員。

○荒木委員 基金を利用して介護保険料をさらに安くということであるというふうに思っておりますが、介護保険、日南町では県内では低いほうではありますので、今、基金を崩してまでという必要はないというふうに思っております。

○近藤委員長 この意見を取り上げるべきだという方の意見がありましたら、それを認めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 今、ほかと比べてというようなおっしゃりようでしたが、ほかと比べて低いということで。ほかと比べてというのは基本的に関係ないと思うんですね、日南町は日南町独自で介護保険を運用してるわけですので。先日、同僚議員の一般質問にありましたけれども、平成27年ぐらいですかね、それから5年間ぐらいで基金取崩しは5,000万

円ほどだったということで。今ある基金は2億1,200万円あるわけで、だから、そのことを考えると、基金そんなに必要ないです。これはどういうことかということ、結局、保険料を取り過ぎという、単純に。そういうことだと思います。取り過ぎの保険料は少しずつでも被保険者の方に返していく。結局、返していくということは、保険料を安くしていくということにはほかなりませんので、そういう運用をするのが当然だと思います。

○近藤委員長 この意見を取り上げる必要がないという方の意見がありましたら、それを求めます。

ないようです。

採決に移ります。

この介護保険特別会計、全般の部ですけど、この意見を取り上げるという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

この意見は取り上げる必要がないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。

続きまして、介護保険、ここ、ゴシックになっていませんけど、これはちょっと変換ミスということで、本来ゴシックにして提出すべきことでしたが、読ませていただきます。

介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、物価高騰が住民を襲っている。介護サービス利用料へ補助金を出すなどし、サービスを利用しやすいよう工夫されたい。2億1,200万円の介護給付費準備基金を少しずつでも取り崩し、被保険者の負担を軽減されたいという意見であります。

この意見提案者の発言を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 前半、介護サービス利用料の問題です。今、利用料、介護報酬の1割負担が原則ということで言われてるんですけども、これが負担が重くてなかなか思うように使えないということが介護保険の一つの問題になってます。それで、コロナなどがありまして、介護報酬上がってます。上がってるのは、それは介護施設側にとっていいことなんですけれども、介護報酬上がるとどうしても利用料も上がってしまっていて、利用者にとっては厳しくなるということで、使いやすくするために補助金などで町で工夫をして手当てをし

てもらいたい。何か複雑になるとかっていうような答弁も前ありましたけれども、単純に例えば1割負担のところを、1割だから10%負担のところを9%負担にしておいて、1%分をぼんと町が施設なりに供給するというやり方もあると思いますので、やり方は工夫すればできると思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。後半は先ほどと同じなので省略します。

○近藤委員長 この意見を取り上げる必要はないという方の意見の発言を求めます。

荒木博委員。

○荒木委員 介護サービスのことと介護保険特別会計と一緒にということですよ、一緒に。その中であって2億1,200万円の介護給付費は基金ですよ、これを少しずつ取り崩してサービスのほうに回せというふうに取れますが、私は、基金というのは不測の事態であるとか、緊急の事態、災害があったり、いろんなことがあります。そのときのための基金ですので、この意見は採択しなくてもよろしいと、採用しなくてもよろしいと思います。

○近藤委員長 この意見を取り上げるべきだという方の意見を求めます。

荒金敏江委員。

○荒金委員 介護保険は始まった当初から比べると、どんどん利用者負担が増えてきていますし、利用しづらくなってきています。その上にまた今回の見直しで、また利用がかなり制限されざるを得ないような状況になりそうな様子です。ということで、介護保険を保険料を払ってもなかなか利用しづらい状態というのは避けるべきだと思いますので、町のほうからの補助金を出して、もっと利用しやすく、また、介護保険料についても先ほども申し述べましたように、基金を少し使っても下げていくべきだというふうに思います。

○近藤委員長 この意見を取り上げる必要がないという方の意見がありましたら、求めます。

ないようです。

採択に移らせていただきます。

この意見を意見書に載せるべきだという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

この意見を載せる必要がないという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、この介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計の意見を載せないことに決しました。

続きまして、介護保険特別会計（介護予防把握事業）、高齢者ニーズ調査についてです。聴力についての設問がないが、高齢者の健康な生活維持に欠かせない項目である。今後、追加を検討されたいという意見であります。

この意見の提案者の発言を求めます。

荒金敏江委員。

○荒金委員 高齢者ニーズ調査は介護保険の見直しのたびにされているものです。ニーズ調査で聴力についての設問があった時期もあったのかもしれませんが、今回は聴力についての設問はありませんでした。高齢者の生活に大事なことです。今後、高齢者ニーズ調査にこの項目を追加していただきたいと思います。

○近藤委員長 この意見を審査意見として載せる必要がないという方の意見がありましたら、これをお受けいたします。

ないようです。この意見を審査意見として採用することに決します。（「ちょっと待ってください、反対意見を聞いてください」と呼ぶ者あり）すみません、順番が間違いました。

この意見を載せる必要がないという方の意見を求めます。

ないようです。いいですか。

荒木博委員。

○荒木委員 私もこの意見を聞いて、要するに決算審査でありますので、済んだことに対して適切だったかというのを調査するわけですから、これを要するに追加してくれというのは、私の意見ですから、意見があれば申し上げます。

○近藤委員長 この意見を載せるべきであるという方の意見がありましたら、お受けします。

岡本健三委員。

○岡本委員 今の意見はおかしいですね。だって決算審査だから、済んだことについては言っちゃいけないとかっていったら、じゃあ採用された観光振興対策事業の意見とか、環境保全対策事業、空き家対策協議会、2回開催することになっても1回も開催されていない、もうどうしようもないじゃないですか、そんなこと言ったら。これは、だから将来に対する意見なんですよ。だから、内容に対して反対することがないんだったら、採用して

ください、ニーズ調査を。加齢性難聴の方多い日南町で当然、必要な調査だと思います。以上です。

○近藤委員長 この意見を審査意見として載せないという方の意見がありましたら、それを認めます。

ないようです。

採択に移らせていただきます。

介護保険特別会計（介護予防把握事業）の意見を意見書に載せるべきであるという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

この意見は載せる必要がないという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、介護保険特別会計（介護予防把握事業）のこの意見は、意見書に載せないことに決しました。

続きまして、介護サービス事業特別会計（公債費償還事務）についてです。あかねの郷の建設等に係る起債償還について、日南福社会の負担をなくし職員の処遇改善などに当てるべきであるという意見です。

この意見提案者の発言を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 書いてあるとおりです。収支差額の2割負担というのを令和4年度から求めているわけですが、前年度のね。前年度の収支差額の2割負担というのを求めているわけですが、金額としても数百万円なんですかね、令和4年度の求めているのは。そういった負担を求めるよりも、少しでも職員の方の処遇改善に充てていただいたほうが、全体の経営とか人材確保とかいう面でもよいほうに働くんじゃないかと思います。以上です。

○近藤委員長 この意見を意見書に載せる必要はないという方の発言がありましたら求めます。

荒木博委員。

○荒木委員 起債償還の2, 700万幾ら、これを今までずっと納めるべきところが令和3年度、令和2年度赤字であったわけで、免除してるわけです。その令和3年度のときに、免除して黒字になってしまったんですね。ですから、話合いで収支の差額の2割を負担を

していただくというふうになったというふうに理解しておりますが、私はそれでよろしいと。赤字のときにはまた免除という、あり得るので。それで、私は上げる必要はないというふうに思っております。

○近藤委員長 この項目を上げるべきだという方の意見がありましたら、発言を求めます。
荒金敏江委員。

○荒金委員 黒字になってしまったっていうのは抵抗を感じますけども、ほんに努力して何とか黒字になったということであって、だったら努力に報いて、それを処遇改善のほうに回してもらって、職員の意欲もですし、それから新しく人材を求めることにも回すということが必要なんじゃないかというふうに思います。

○近藤委員長 荒木博委員。

○荒木委員 先ほど、こちらの委員の方から指摘がありましたが、黒字になってしまったというような表現でなしに、努力されて黒字にされたというふうに訂正をさせていただきます。

○近藤委員長 この意見を取り上げる必要がないという方の意見を求めます。
ないようです。

それでは、ここで採択に移らせていただきます。

介護サービス事業特別会計（公債費償還事務）の意見を意見書に載せるべきだという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。載せる必要がないという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5名です。よって、この介護サービス事業特別会計（公債費償還事務）の意見は、意見書に載せないことに決しました。

これをもって、暫時休憩に移りたいと思いますが、再確認をさせていただきます。

このたび、決算審査意見書に載せるべきという項目は、全般の部の⑤、それから2段目の観光振興対策事業、それから3番目の住民課、税務総務管理事務の項目、それから次のページになりまして、環境保全対策事業、それから最後のページの上段、学校給食運営事務、以上の項目をこの決算書として採用することにしました。

内容につきましては、午後からの総括でまた皆さん方の意見を聞きたいと思います。

ここで、暫時休憩に入ります。再開は午後1時からといたします。

〔休 憩〕

○近藤委員長 決算審査特別委員会を再開いたします。

午前中、皆さんから出された決算審査意見を集約いたしました。その中で、採択すべきものをここに別紙として皆さん方にお示ししてあります。午後は、この件について文言の訂正あるいは字句の使い方の訂正などありましたら、個々に検討していきたいと思います。どうか協力のほう、よろしくお願いいたします。

まず最初に、全般といたしまして、主要施策の成果及び財産に関する調書における記載内容に補正予算の記載がなされていない。限られた決算審査期間において、補正予算の内容を併記され、有効的な審査に配慮されたいという文言であります。これに加筆、また減筆、訂正などがありましたら、皆さん方の意見をお聞かせ願いたいと思います。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この附属資料の関係ですけれども、こういうふうな書き出ししてなってるんだけど、いわゆる議会として決算を審査するに当たって、補正の履歴が欲しいということだと思いますが、やっぱりそういうところを、まず今の問題点を冒頭に書いて、これこれこうだからこれが必要なんだよということを記載したほうがいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。このままでしたら、ただ補正予算の記載がなされてないだけなんで、なくてどうなのっていう話なんで。今まではこれで来てたわけなんで、やっぱりそういう審査の上で履歴が必要だということを、もっと明確に問題点として上げて、それに対応していただきたいという書きぶりにしたほうがいいんじゃないかと思います。

○近藤委員長 要するに、自分としたら、有効的なというところに集約したということに考えておりますが、そういった記載が必要とお考えかどうかののかも併せて、皆さん方の意見をお聞きします。

岡本健三委員。

○岡本委員 よく、その出された方の意図がはっきりと分かりませんが、履歴が必要ということなんでしょうか。私はむしろ、要するにこの資料に、予算のときの事業は載ってるけれども補正予算の事業についてはあまり載ってない。それをしっかり載せてほしいということと理解したんですけれども、いついつ補正があつてどうこうっていう履歴は、そこまで必要じゃないと私は思います。それで、文章については、私はむしろもうすっきりと中を取って縮めてもいいと思います。主要施策の成果及び財産に関する調書における記載内容に補正予算の内容を併記され有効的な審査に配慮されたいって、それだけでいいと

思います。補正予算の記載がなされていない、限られた決算期間内において云々っていうところは当然のことですし、こちらの要求するところを簡潔に書けばいいと私は思います。

○近藤委員長 要するに要望だけを、要望というか意見を述べて、現状の姿というものは書かなくてもよいということですか。

○岡本委員 はい。それは執行部もよく分かるでしょうから。

○近藤委員長 やっぱり自分としたら、問題点をやっぱり提示して、それに対する解決策というものを求めるという文言のほうがいいような気がして、こういう書き方にしております。どうも、ちょっと皆さん方の意見が統一したものがなくて、新たになかなかつくり直すということができませんが。

大西保委員。

○大西委員 以前、決算とかの審査意見をちょっとめくって見たんですが、調書に対して以前決算のときに、繰越額であるとか、執行率であるとか、不用額であるとかいうことを追記しなさいというのが数年前に出て、今、形になっとるわけです。そして、今の委員長が言われた補正予算の金額、確かに当初予算は単純なことを言いますと3,000万でしたと。途中、補正予算が5,000万あったんで、トータルで8,000万が予算になるんですが、じゃあ、その大きな5,000万の内容が執行経費とかその辺にはっきり書いてない場合が結構あるなど。私、特に何かとは言いませんが、大きな事業で予算のときはたしか3,000万なのに調書を見ると5,000万、6,000万になっとるとか、そういったときの補正が分からない。確かに、補正予算のときの資料必ずファイリングして持っておれば、差し替えすればあくまで事業名でできるわけですけども、私は委員長が言われることも、やっぱり見やすくする、私自身もいつも決算であるとか予算のときは、前年度の当初の予算の調書と決算調書と必ず見比べするんですよ。何が変わったか、何が増減なってどうなったかいうことをいつも見るわけですけども、そのときに、今、委員長言われたように、補正予算だけは分からないというのは、実はそれは補正だよとか、不用額でカットしたよとか、ちょっと分からないところが結構あると思うんですよ。僕は、せめて文章は変えないいけないと思うんですけど、やはりそういった補正予算額が分かるような形は、何か執行経費の中で、これは補正予算でこうなったよということは、我々も審査する中では重要ななと思っております。文書の内容はちょっと置いて、僕はそういった形で重要ななと思っております。

○近藤委員長 ありがとうございます。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 先ほど、ちょっと履歴というような表現をしたんですけれども、実際には今の現状であっても、事務事業の成果、課題等というところに途中で補正した事項、新たに例えば補正予算で1,000万円の工事が入りましたと、それが完成すれば恐らくここには上がってくるんですよ、項目としてね。やっぱり分からないのが、途中でやめた事業とか、そちらは表に出てこないんですよ。ですから、例えば毎年3月の定例会で不用額を削られます、もう執行残みたいなのをですね。ただ単に、それが入札等によって減額になった数字ではなくって、事業ができなかったためにぼろっと落としちゃうと、丸ごと。そういうときにはなかなかチェックがしにくいのかなと。さっき大西委員が言われましたように、予算書とか補正予算書とのチェックっていうのは、やっぱりそういうところをしないとなかなか読み取れないというところが問題なのかなと思いますんで。ちょっと書きぶりがどうなのかなと。それを言葉にするのはちょっと、そういうことを言葉にしないと相手には伝わりませんのでね、総論的なことを言っても。もう、まさにこれはすごい小さいこと、小さいうか、具体的なことを示してあげないと執行部にも伝わらんわけですし、ちょっとこういう書き方では、なかなか相手に求めるものが見えないと思います。

○近藤委員長 相手には、この議会として求めるものが見えないということですが、どういったもの、どういった形での意見書にされたほうがよいのか。また、どういった文言、項目等を加えたら、これは皆さん方の審議の中で意見書として上げるということは決まったわけですが、この内容を執行部のほうに伝えるためには、どういった文言、どういった項目を加筆してこの文章の訂正をするのか、その加えるべきもの削るべきものを明示してもらえたら、正副委員長のほうでこの文言の修正はできるわけですが、ちょっと今の皆さん方の言葉では、なかなか修正に向けた方向性が見えませんで、その辺協力をお願いしたいと思います。

なかなか難しいようですので、正副委員長のほうで若干皆さん方の今の出た意見をして、新たなたたき台としての文言をつくって再度提出したいと思います。それでよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

そういうことで、全般のほうのあれは皆さん方の意見を聞きながら、この決算審査特別委員会としての取りまとめの文章をつくり直してみたいと思います。

続きまして、観光振興対策事業です。令和4年度から、移住定住関連事業並びに観光振興事業の多くを山里L o a dにちなんへの委託事業として実施することとなり、山里L o

a dにちなんは職員9名体制でこの事業に取り組んだ。一般的に、町事業を外部委託するメリットは、民間事業者を活用することによりコスト削減や業務効率化が図られるというところにある。外部委託した場合と町自らが実施した場合のコスト並びに効果が客観的に評価できるよう、具体的数値として見える化を図られたいという文言であります。これに対して、異議、訂正などがありましたら、皆さん方の忌憚のない発言を求めます。

高橋洋志委員。

○高橋委員 この文章、山里L o a dにちなんさん、法人格ですので、きちんとやっぱり括弧して、文章にも1社とか入れられるべきだと思うんですが、いかがでしょう。

○近藤委員長 山里L o a dにちなんを丸括弧でくくったほうがよいではないかという意見であります。

そのほか。

荒木博委員。

○荒木委員 山里L o a dが続きますので、2行目は取ってもいいんじゃないですか。

○近藤委員長 1行目に、観光振興事業の多くを山里L o a dにちなんへの委託事業として実施することとなり、また、ここに山里L o a dにちなんはと出とりますが、2行目の山里L o a dにちなんを取ることも可能だという、取ったほうがよいではないかという意見であります。山里L o a dにちなんへの委託事業として実施することとなり、職員9名体制でこの事業に取り組んだという運びになります。（「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

では、ほんなら、皆さん方の意見が出とるようですので、2段目の山里L o a dにちなんを削除して、山里L o a dにちなんはまでをあれして、実施することとなり、職員9名体制でこの事業に取り組んだという形に変えます。それでよろしいでしょうか。

岡本健三委員。

○岡本委員 この内容自身には私は反対してるんで、全部なくしてほしいというところなんですけれども、出すとしても中間部分は別に必要ないと思います。1行目から来て、山里L o a dにちなんへの委託事業として実施している、で、最後の文章につなげばそれで意味は十分通じると思いますけれども、どうでしょうか。

○近藤委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この間も、ちょっといろいろと広報の勉強会にも参加したりしたんですけれども、やはり文章は伝えるものであって、相手に伝わらないといけないということでござ

います。要は、どうでしょうか、もちろん執行部もあるんですけど、このものっていうのは町民の方々も理解をしていただく必要もあるんですよ。そういう意味において、やはり何をもって問題なのかというところも明確に出しながら、やっぱり文章という問題があり、こうあるべきだという間の過程も含めながらつくっていくのが文章だと思います。そういう意味において、要は委託事業とはどういうものなのかということも、町民の方にも理解をしていただく必要もあると思いますので、この部分を抜くと、何かこう一番伝えたい理解していただきたいところが、問題点となつとるところが読み取れないと私は思います。残すべきです。

○近藤委員長 委員長とすれば、岩崎委員の内容説明のほうに理解を示したいと思いますが、問題は、この外部委託するメリットがこういう形での表記でよろしいかという点だけだと思いますが。これで間違っているとは思いません。それと併せまして、評価できるような具体的数値というものができるかできないかという点、その点が自分はちょっと心配するだけであって、この文章のつながりというのは自分は十分理解できると考えております。

どういう形で締めよったかいな。基本的に、皆さん方の意見を聞いて私の意見とも集約すると、この文言に間違いはないという感じはしておりますので、この文言を採用する形で持っていきたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

また、正副委員長との協議をして、その上で皆さん方に原案として提示させていただきます。

続きまして、住民課、税務総務管理事務、不納欠損額及び収入未済額が前年度より増加しているのに、町税等未収金取組み会議が令和４年度は開催されていない。町税等未収金取組み会議要綱（平成３１年３月２２日制定）では、年２回、６月、１０月と定めてあるのに開催されていないので、抜本的な対策（歯止め）を求めるという案と、町税（町民税、固定資産税、軽自動車税）の収入未済額は、令和３年度決算では１，７７３万３，２１５円、令和４年度決算では１，９６８万４，７７１円であり、およそ１９５万円増加している。滞納金の実態把握と具体的な回収方法を検討するための町税等未収金取組み会議が設置されているが、令和４年度は一度も会議が開催されていなかった。開催できなかった要因は、人事異動や担当職員の認識不足等であるとのことであったが、町財政の基本である税に対する認識が欠落していると言わざるを得ない。未収金会議の座長である副町長はもとより、担当課長による事務事業の管理を徹底されたい。という２つの意見が出ております。この２つの意見を１つの意見として要約して言っていただきたいと思います。

大西保委員。

○大西委員 今、委員長言われたように、この2つ、ダブっているところが結構ありますんで、下のほうは結構詳しく書かれておられますので下のほうに、上の内容とちょっと違うのは、私はその要綱が定めてあるというのを物すごく重要視しております。やっぱり、この辺の文章を入れていただくのと、定期的に2回、なぜ2回開くのかということも十分理解するのと、もう一つは、会議の座長や副町長とか担当課長、これは要綱には書いてあるんですよ。事務分掌では、この会議のこれは、主査は誰で副主査も書いてあるんですが、私は一番言いたいのは、抜本的な対策、要するに誰がやっても、人が替わろうが異動しようが、必ずこの会議は開かれるというようなものの歯止めのものをやらないかん。一例からいいますと、年間スケジュールです。年に各課ごとにいっぱいあると思うんです、会議とかいろんなものが。そこに責任者であるとか担当であるとか明確にして、簡単なことを言いますと、事務分掌ありますね、ずらっと各部署に。その中で、ある程度の項目書かれてます。そこで、やはり重要な会議で会議を開く、随時は随時であると思うんですが、年に1回、2回、毎月とか、そして特に、町長は置いといて副町長が出なければならない会議、特に今言われるように座長としてやらな、環境の会議もそうです。副町長は実務のトップですんで、そういった形が分かるように。でもこれ、副町長の職務怠慢じゃありません、副町長大変忙しいので、やはり各部署が事務分掌によって、もうちょっと事務分掌見たとき、その担当の名前書いてあるけど重要な会議いつやるんやとか、随時とか全く見えないんです。私の歯止めというのはそこなんです。誰が見ても、そして朝いつもミーティングしてますね、月1回しますね。来月、今月はこうします、この会議があります。そういったことが、朝の連絡会議とか課内連絡会議とかいうような形まで持っていかないと、失念してましたとか人が替わりました。もう車検のことも一緒です。全て、そうした職務分掌によって責任を明確にしないと、誰かがやるわい誰かがやるわいとか、これ問題ないからとか、後でも出てきますけども、その辺を一つ、住民課だけじゃなしに各部署にそういった見方を一遍やっていただければ、特に人事異動なんて4月からが替わります、そういう言い訳がなくなるようにやらないと、結果的には2か月、3か月たってから、いやあ、人が替わったからとか、もうこんなんは変化点のイの一番です。変化点とは、人が替わる、休むとかそういったことが一番です、民間では。お客さんサービスだったら許されない内容でございますんで、そういったとこをちょっとまた、文章は私できませんけど、下の文章を中心にして、私の言ってる抜本的な対策という文章まで入れていただければいいかな

と思うております。

○近藤委員長 この2つの文章をひもときますと、つまり町税等未収金取組み会議が開催されていないということが1つ双方に共通することであります。それと、町税等未収金取組み会議要綱が設けられているということを示すか示さないか。それから、下の文章に移りますと、現状の状況を示すか示さないか、必要であるか必要でないかということですね。要するに、195万円増加しているという令和3年度と4年度の比較の事実を列記する必要があるかないかということ。それから、開催できなかった要因の職員の説明をここに記入する必要があるかないか。それから、未収金会議の実態、座長が副町長であつてはもとより、担当課長による事務事業の管理を徹底されたいというくくりですね。それと、先ほども大西委員がおっしゃられましたが、抜本的なという文言にするのか、それとも管理を徹底されたいという文言で締めるか、その辺が一応この文章の問題点になるんじゃないかと思いますが、皆さん方の意見一つ一つですが、会議が開かれていないということは文章の中に必ず入れたいと思っております。

そのほか、今自分が指摘しましたことについて、皆さん方の意見がありましたらお伺いしたいと思います。どうでしょうか。お任せになりますが。

高橋洋志委員。

○高橋委員 すみません。私もちょっと勉強不足なもので教えていただきたいんですが、町税の種類ってこの3種類だけなんですか。

○近藤委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 決算書を御覧ください。

○近藤委員長 できたら教えてあげてくださいと思います。（発言する者あり）

なら、再度勉強して、また。どうでしょうか。

それでは、これも正副委員長、また提案者も交えた文章にしたいと思いますので、そのように御理解いただきたいと思います。

続きまして、環境保全対策事業。空き家対策協議会、かぎ括弧、を2回開催することになっていたが1回も開催されていない。空き家等の適正管理や老朽危険家屋の評価等、重要な協議会なので定期的な開催を求めるという文章ですが、これについての皆さん方の意見をお願いしたいと思います。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 先ほど午前中の会の中で、これ、たしか3年度も開催されてないという表現

もありましたので、確かに4年度の決算ではありますけども、2年間なかったということをもっと厳しい言葉になると思いますので、その辺も入れたらどうでしょうか。

(発言する者あり)

○近藤委員長 僭越ではありますが、委員長がちょっと若干この文言を考えてみましたので、先ほどの岩崎委員の意見も踏まえた文章をゆっくり読み上げてみたいと思います。

これは予算書に書いてありますけど、空き家対策特別措置法に基づき、空き家等が管理不全な状態になることを防止するため、予算では2回開催計画の空き家対策協議会を2年間、1回も開催されていない。空き家等の適正管理や老朽危険家屋の評価等、重要な協議会なので定期的な開催を求めるという、ちょっと自分なりにこの文章に加筆をしてつくってみました。

この文章を、再度提出して皆さん方に検討願いたいと思いますが、どうでしょうか。このまんまでいいということならこれで結構です。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 おっしゃったこと、ちょっとよう書き留めませんでしたんで、委員長の言葉を文章にして出していただきたいと思います。

○近藤委員長 一応、文章にして提出しますので、またその場で皆さん方の意見をお伺いしたいと思います。

岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっと気になるのは、2年間開催されてなかったっていうことなんですけれども、令和4年9月の決算審査意見書を見ると、そのことについては議会も指摘してないんですよね、実は。だから、議会としても見落としていたという面はあると思うんですけども、その辺りはどう考えるんでしょうか。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 私の特徴は、予算のときも決算のときも、全ての大体の会議、出席、報酬というのはやっております。確かに、今、委員が指摘されましたけども、もうあれもこれもあったもんで昨年度はそこまで指摘しなかったんです。ただ、今回は2年続いたっていうことが分かったもんであえてやろうと。私は、ほとんどいろんな教育委員会でもあるいはいろんな会議、やはりきちっとやるというのが大事なんで、何のためにそういった町民のために会議をやってるかという部分が大事なんで、それを予算で回数、報酬まで書いてあるのに決算では出てこない。物すごい重要視しております。ただ、今指摘されたように、私

はいつも見ております。ただ、前回もそこまではいいかなということはありませんでしたが、特に環境の審議会であるとかのほうを重要視したわけですね。空き家については、特にコロナのこともあったんで、なかなか会議開かれてないのかなという私自身の解釈をしておりましたんで、御指摘はそのとおりです。ただし今回は、聞くとそういう認識もなかったようなので、あえて意見書に出すべきだということでしておりました。ちょっと意見言っておし訳ないですけども。

○近藤委員長 趣旨がよく分かりましたので、2年間、1回も開催されていないというのは、大変大事なことで認識しましたので、これは加えるようにしたいと思います。

続きまして、教育委員会、学校給食運営事務について、学校給食に使用される米の選定方法が不透明である。納入業者や米の選定方法について検討されたいという提案が皆さん方の中で採択されたわけですが、この文言についての皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

基本的に、今までの文章と比べますと、状況説明とか問題点とか、そういったものが記載されていないようですが、これを書いたほうがよいではないかという思いもありますが、その点、皆さんの考えをお伺いしたいと思います。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 確かに、委員長おっしゃるとおりだと思いますので、また、そのところは書きぶりを委員長一任でお願いできればと思いますけども。

○近藤委員長 ほかの皆さん方はどうでしょう。この文言でいいよということなら、この文言で審査意見書としますが。意見を述べてください。（「委員長に一任」と呼ぶ者あり）委員長に一任。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この審査意見として、やはりそれぞれの項目が、表現方法とか組立てとかいうのはやっぱり同じような形で出すべきだと思いますので、これまでの分も含めて、今回これも米の分まで含めまして、書きぶりとか文章の組立て方というのは、この後ちょっともう委員長のほうに一任しまして、文章を組み立てていただければと思います。なかなかこの場で全てを言うのはちょっと厳しいと思うんで、ある程度のたたき台を、最終的な、お願いできればと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○近藤委員長 岩崎委員からの意見として、やはりこの意見書の文章は、ある程度統一性を持ったものがよいではないかということです。そのたたき台として、委員長に一任して

文章を組み立ててほしいということですが、それでよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないようですので、自分が頑張ってたたき台的文章をつくってみたいと思います。

そのため、本日はこれをもってこの決算審査特別委員会を閉会し、次の特別委員会にこのたたき台を提出をすると思いますが、それでどうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、本日これもちまして決算審査特別委員会を終了いたします。

どうも御苦労さんでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委 員 長

副委員長